

（第2回） 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 7 日
契 約 業 者 名	N i X J A P A N (株)
契 約 業 者 の 住 所	富山県富山市奥田新町1－23
業 務 の 名 称	R5・6・7品川・万世橋管内歩道橋点検業務
業 務 場 所	東京国道事務所品川出張所及び万世橋出張所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	本業務は、歩道橋の各部材の状態を把握することで損傷及び変状を早期に発見し、当該施設に必要な措置を特定するために必要な情報を得るためのものであり、安全で円滑な交通を確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため等の維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に点検を行うものである。 1. 現地踏査 (令和6年度) (令和7年度) 2. 関係機関との協議資料作成 (令和6年度)、関係機関との協議 (令和6年度) 3. 関係機関との協議 (道路隣接地) (令和6年度) 4. 打音検査 (第三者被害予防措置)、点検調査作成 (第三者被害予防措置) 5. 詳細調査 (令和6年度) 6. 塗膜有害物質調査 7. 補修設計 (令和6年度) 8. 補修設計照査 9. 歩道橋の健全性に係る会議運営補助 10. 情報共有システム 11. 機械経費 (令和6年度) 12. 安全費 (令和6年度)
履 行 期 間 (自)	令和 5 年 1 0 月 7 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 1 0 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	81,598,000円 (税込み)
変 更 金 額	+ 6,710,000円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	88,308,000円 (税込み)
変 更 理 由	1. 現地踏査 (令和6年度) (令和7年度) 令和7年度点検実施予定の10橋について当初は現地踏査も令和7年度に実施する計画であったが、関係機関協議に時間を要することが分かり令和6年度に現地踏査することとしたため、現地踏査 (令和6年度) を数量変更 (増)、現地踏査 (令和7年度) を数量変更 (減) する。 2. 関係機関との協議資料作成 (令和6年度)、関係機関との協議 (令和6年度) 現地踏査の結果、関係機関との協議箇所数が減少したため、関係機関との協議資料作成 (令和6年度)、関係機関との協議 (令和6年度) を数量変更 (減) する。 3. 関係機関との協議 (道路隣接地) (令和6年度) 現地踏査の結果、点検に際し道路隣接地に入る必要があり道路隣接地管理者との協議が必要となったため、関係機関との協議 (道路隣接地) を追加する (増)。 4. 打音検査 (第三者被害予防措置)、点検調査作成 (第三者被害予防措置) 現地踏査及び定期点検の結果、第三者被害予防措置を実施する必要がある歩道橋が生じたため、打音検査 (第三者被害予防措置) 及び点検調査作成 (第三者被害予防措置) を追加する (増)。 5. 詳細調査 (令和6年度) 点検を実施した結果、立会川歩道橋と葛西臨海公園前歩道橋は損傷が進んでいることから詳細な状況を把握する必要があると判断されたため、詳細調査の追加する (増)。 6. 塗膜有害物質調査 歩道橋塗膜内有害物質の含有量及び溶出量を調査する必要が生じたため塗膜有害物質調査を追加する (増)。 7. 補修設計 (令和6年度) 定期点検の結果、補修設計の必要な歩道橋数に変更が生じたため、数量変更 (減) する。 8. 補修設計照査 過年度定期点検時に補修設計を実施したが補修工事未実施の歩道橋のうち本業務にて定期点検を実施した歩道橋について、損傷の進行により過年度補修設計成果の修正の必要が生じていないか照査する必要があるため、補修設計照査を追加する (増)。 9. 歩道橋の健全性に係る会議運営補助 道路構造物診断判定会議を令和6年度に開催することとしたため、歩道橋の健全性に係る会議運営補助を追加する (増)。 10. 情報共有システム 業務実施に伴い情報共有システムを使用するにあたり登録料を支払う必要が生じたため、情報共有システム登録を追加する (増)。 11. 機械経費 (令和6年度) 歩道橋点検の実施に伴い現場環境等に変更が生じたため、機械経費を数量変更 (減) する。 12. 安全費 (令和6年度) 定期点検に伴い、交通規制の変更が生じたため、安全費を数量変更 (減) する。